

# 平成22年分公的年金等の 源泉徴収票の交付について

国民年金、厚生年金保険の公的年金などの老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。(障害年金・遺族年金は課税されません)

厚生労働省から委託された日本年金機構は、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者全員に平成22年分の源泉徴収票を交付しました。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料額、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方は、所得税が源泉徴収されません。

## 【確定申告の際に必要】

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(2月16日～3月15日に、住所地を管轄する税務署で受付)を行うことになっています。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

## 【源泉徴収票を紛失したとき】

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合は、日本年金機構のねんきんダイヤル(0570-05-1165)において源泉徴収票の再交付の受け付けを行っています。

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(月曜日は午後7時まで。月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

# 国民 年金

問合せ先 岐阜南年金事務所  
☎273-6161

## 教育委員会だより

### 確かな職業観・勤労観を育む 「地域社会人の育成」

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる『地域社会人』…岐阜県教育の目指す人間像です。

近年、自分自身の進路を決められない若者や社会に出ることに不安を抱える若者、一度就職してもすぐに離職してしまう若者が増えてきています。

そこで、確かな職業観や勤労観を育むために、学校でもキャリア教育に力を入れています。キャリア教育では、

- ・児童生徒が学ぶことや働くことの意義や役割を理解する
- ・夢や希望をもって、前向きに自己の将来を設計する
- ・自らの意思と責任で、よりよい進路の選択、決定を行う
- ・さまざまな方とコミュニケーションを図りながら、協力してものごとに取り組む

これらの力を身につけることをねらいとしています。

例えば、中学校では、職場体験など実際に「働く」ことを経験して職業について考えたり、小学校でも学校内外での勤労生産やボランティア活動への参加を通して「働く」ことの喜びや意義を学んだりしています。

一方、家庭の中でも家事を分担するなどして、子どもに仕事を任せることは、子どもに責任感や忍耐力を育む上でも大切なことです。

このように、子どもに確かな職業観や勤労観を育み、職業に対する意識を醸成していくには、家庭と学校、地域がキャリア教育の意義を相互に理解し、子どもたちに関わっていくことが、大変重要であるといえます。

羽島郡では、家族の一員として一生懸命働く小学生の姿や、真剣な眼差しで職場体験に励む中学生の姿が、町内各所で見られるようになりました。

今後、自分自身の「夢」や「将来像」について真剣に考え、自分の願いに向かって、ひたむきに努力できる若者が増えていくこと願っています。